

一般質問通告書

令和7年第4回定例会において、下記の事項について一般質問を行いたいのので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和7年11月18日

議員氏名 片野治樹



海津市議会議長様

受領番号 第10号 受領日時 令和7年11月18日 13:00

要 旨 1. 開庁時間の見直しと窓口業務の効率化について

質問相手 市長

要 旨 2. 地方公務員の副業容認に関する制度導入について

質問相手 市長

質問内容



1. 開庁時間の見直しと窓口業務の効率化について

近年、全国の自治体で職員の働き方改革や業務効率化を目的とした窓口業務改革が進んでいます。特に、開庁時間の短縮やデジタル化による「書かない・待たない窓口・行かない窓口」の導入は、住民サービスの質を維持しながら職員負担を軽減する有効な手段とされています。岐阜県内でも美濃加茂市や飛騨市、羽島市が開庁時間を短縮し、人件費や残業時間の削減を実現しています。

また、岐阜市では、マイナンバーカードを活用した申請書自動作成システムやオンライン申請、コンビニ交付の活用により、窓口滞在時間の短縮と窓口業務の分散により市民の利便性向上を図っています。

本市においても、人口減少や職員数の制約、業務の複雑化に対応するため、同様の取り組みが必要と考えます。特に、利用率の低い時間帯の分析に基づく開庁時間の見直しや、DXによる業務効率化は、持続可能な行政運営に不可欠です。

- ① 本市における窓口利用状況の分析は実施されていますか。特に、朝夕の利用率や混雑時間帯のデータをどのように把握していますか。

- ② 羽島市・美濃加茂市のように、開庁時間を短縮することで職員の時間外勤務削減やコスト削減を図る検討はありますか。
- ③ DX の推進について、本市ではどのような計画がありますか。窓口業務の短縮に繋がるマイナンバーカードを活用した「書かない窓口」やオンライン予約、コンビニ交付の導入状況と今後の方針をお示してください。

2. 地方公務員の副業容認に関する制度導入について

近年、地方自治体における人材不足や地域活性化の課題が深刻化する中、総務省は令和 7 年 6 月に地方公務員法第 38 条の枠組みを維持しつつ、副業を条件付きで認める方向性を示しました。これにより、従来全面的に禁止されていた副業が、公益性や公務への支障防止を前提に、任命権者の許可を得ることで可能となる制度が全国的に整備されつつあります。

すでに複数の自治体で先進的な取り組み事例があります。例えば、福井県は公益性の高い活動に限定し、月 30 時間以内などの条件を設けて制度化しました。さらに、佐渡市では農業や福祉分野での副業を認め、地域課題解決型のモデルを構築しています。

県内では飛騨市が市職員の兼業要件を緩和し、本年 11 月より運転手不足に悩む市営バスの運転手を市職員 16 名が兼業することになりました。

本市においても、農業の担い手不足、観光振興、地域コミュニティの維持など、解決すべき課題は多岐にわたります。こうした課題に対応するためには、職員が持つ知識やスキルを地域に還元できる仕組みが必要と考えます。副業制度の導入は、単なる収入補填ではなく、地域貢献と人材育成の両面で大きな意義を持ちます。一方で、公務への支障や情報漏えい、過重労働などのリスク管理も不可欠であり、許可基準や申請手続きの明確化が求められます。

- ① 現在、本市ではどのような副業に許可が出されていますか。
- ② 総務省通知や他自治体の先進事例を参考に、本市において副業要件の緩和は考えていますか。